



古座川町高齢者福祉計画及び 第8期介護保険事業計画



1 計画策定の趣旨

我が国の総人口は、令和2（2020）年9月1日現在で1億2,575万人となっています。

そのうち、65歳以上の高齢者人口は3,617万人であり、総人口に占める高齢者の割合は過去最高の28.8%となっています。その一方で、0～14歳の年少人口は1,504万人で、過去最低の12.0%となっており、少子高齢社会が急速にすすんでいます。※資料：人口推計（確定値）

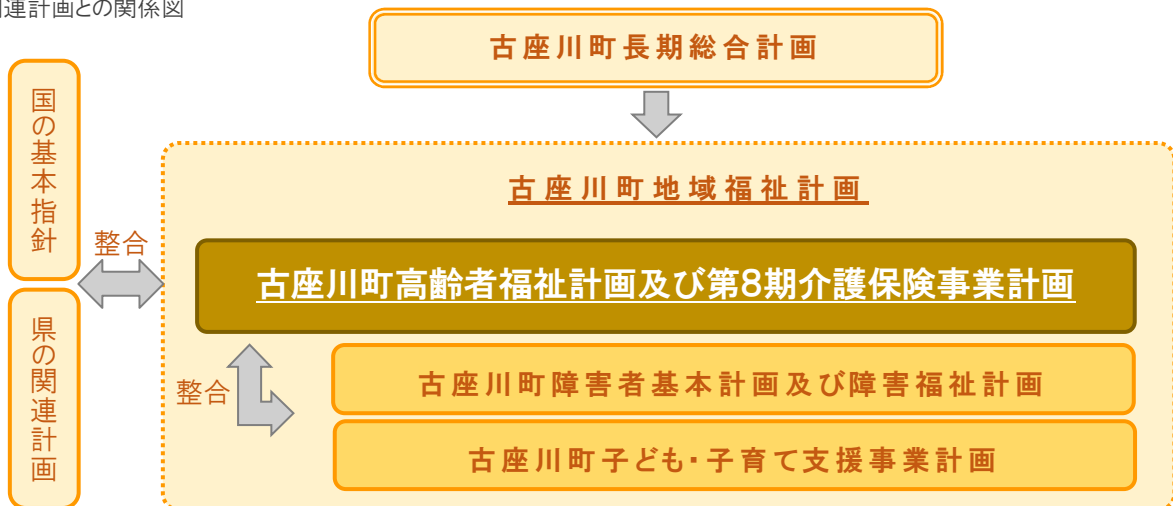
古座川町（以下「本町」という。）における高齢者人口は、令和2（2020）年8月末現在で1,380人となっており、高齢化率は53.3%となっています。また、要介護認定率が高くなるとされる後期高齢者は837人となっており、総人口に占める割合は32.3%となっています。

国では、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現がめざされています。

「古座川町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」は、前計画に引き続き「地域共生社会」の考え方を踏まえながら、継続して地域包括ケアシステムの構築をすすめるため、加えて現役世代の人口が急減する令和22（2040）年を念頭に置き、本町の高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って支え合い、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちをめざして策定するものです。

2 計画の位置づけ

■関連計画との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

■計画の期間

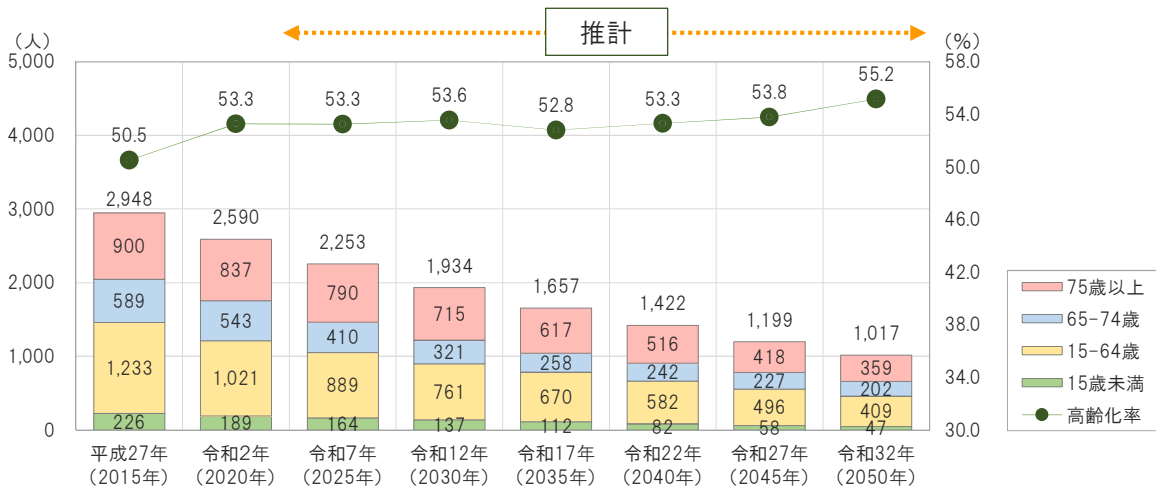
| | | | | | | | | (年度) |
|---------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| H30 (2018) | H31/R元 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) | R 6 (2024) | R 7 (2025) | R 8 (2026) |
| 第7期(前回計画) | | | 第8期(本計画) | | | 第9期(次期計画) | | |

4 古座川町の高齢者を取り巻く状況と推計

1) 人口の推計

本町の総人口は減少が続いており、令和2年（2020年）8月末現在では2,590人となっています。さらに、令和22年（2040年）には1,422人、令和32年（2050年）には1,017人まで減少する見込みとなっています。

高齢化率は、令和7年で53.3%、令和32年で55.2%となることが見込まれます。



資料：住民基本台帳各年9月末（令和2年は8月末）

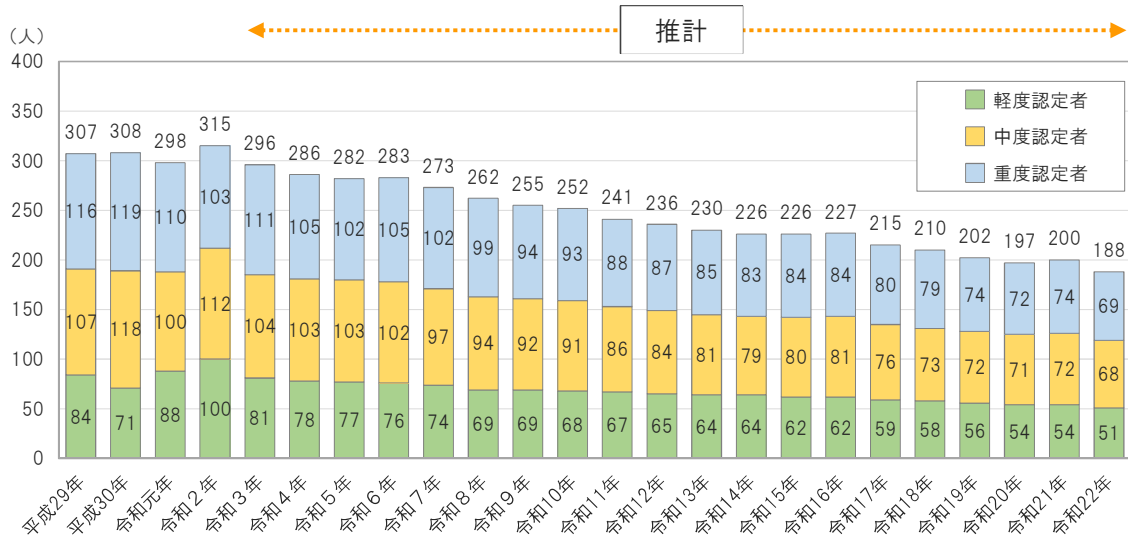
※令和7年以降は、コーホート変化率法による独自算出

※推計はコーホート変化率法によるもので、平成28年から令和2年までの住民基本台帳の男女別・各歳人口推移に基づきます。

コーホート変化率法は、同時期に生まれた集団（コーホート）の一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されると仮定して将来人口を推計します。

2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、総人口や65歳以上人口、後期高齢者人口の減少に伴って減少を続けることが見込まれます。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末、令和2年は5月末）

※令和3年以降は推計値

5 基本理念

生きがいを持ち健やかに、いつまでも
安心して暮らせる町 古座川

高齢化がすすむ中、高齢者の増加とともにライフスタイルやニーズがさらに多様化していくことが予想されます。高齢期を迎えても、それぞれの人が培ってきた豊富な知識や経験、特技を地域社会に生かすことができる環境づくりとともに、お互いに助け合い支え合える地域づくりが必要です。

その一方で、要介護者の増加に伴って、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、町民や関係する様々な事業者等と連携し、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムを着実に推進していく必要があります。

本町の高齢化率は、令和2年で53.3%となっており、高齢化は、今後もさらに進展することが予想され、非常に深刻な問題となっています。

本計画は、これらの状況や第7期計画における取組や成果を踏まえつつ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら、本町の基本理念である「生きがいを持ち健やかに、いつまでも安心して暮らせる町 古座川」の実現をめざします。

6 施策体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の展開 | 主な取組・事業 |
|---------------------------------------|----------------------|------------------|--|
| 生きがいを持ち健やかに、いつまでも安心して暮らせる町 古座川 | 高齢者を支える体制づくり | 地域包括ケアシステムの深化・推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の推進 ・地域包括支援センターの運営 ・在宅医療・介護連携の促進 ・適切なリハビリテーションの提供体制の構築 ・地域共生社会の実現 ・保健福祉センターの機能強化 ・地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 |
| | | 生活支援事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置 ・協議体の設置 ・高齢者の生活支援事業 ・介護に取り組む家族等への支援の充実 |
| | いつまでも元気な健康づくり | 健康増進と介護予防の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の予防とがん検診 ・マルチマーカー（健康データ分析支援ソフト）の有効活用 ・健康寿命の延伸に向けた健康づくり ・健康づくり運動の推進 ・食と歯、口腔の健康づくり |
| | | 保健事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談の充実 ・健康教育の充実 ・訪問指導事業 ・感染症対策の推進 |
| | 生きがいづくり、生涯現役、生きがいづくり | 生きがいづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の文化・スポーツ活動の活性化 ・老人クラブの活性化 ・鳥獣被害の軽減 ・世代間交流の活性化 |
| | | 雇用・就業対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの充実 ・事業者への情報発信と高齢者の就労支援 |
| | 安心して暮らせるまちづくり | 認知症支援と権利擁護の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チーム事業の推進 ・認知症地域支援推進員 ・認知症の家族等介護者への支援の強化 ・認知症サポーターの養成 ・キャラバン・メイトの養成 ・認知症ケアパスの周知・普及 ・権利擁護のための取組 ・若年性認知症対策の推進 ・認知症バリアフリーの推進 |
| | | 高齢者にやさしいまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・移動環境の整備 ・多様なニーズに対するサービスの確保 ・移動販売事業者との協力 ・高齢者への見守りネットワークの強化 ・要援護者台帳による情報共有 |

7 基本目標

1) 高齢者を支える体制づくり

高齢者を支える体制づくりをめざし、必要な支援を地域の中で包括的に提供できるよう、地域包括ケアシステムをさらに推進します。そして、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍する地域共生社会を念頭に、地域住民や行政、関係機関と協働し、地域や個人が抱える生活課題を様々な方法で解決する「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を強化します。

また、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備をより一層推進するため、関係者間の情報共有やネットワークの構築、地域資源の掘り起こし、ボランティア等の地域活動の担い手の育成等、地域の生活支援や介護予防サービスの提供体制を強化します。

2) いつまでも元気な健康づくり

いつまでも元気な健康づくりをめざし、健診や様々な場による啓発活動を行い、健康増進と介護予防を推進します。その一環として、健康寿命の延伸に向けた取組や健康づくり運動の推進、食と歯、口腔の健康づくりを強化します。

令和2年度に発生した、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、感染症対策や感染症流行下における災害発生時の避難所の運営に係る体制整備等の、支援体制を確保します。

3) 生涯現役、生きがいづくり

生涯にわたって生きがいを持って活動することができる場を提供していくことで、たとえ病気や障害を持っていても、地域の住民が充実した日々を過ごせるまちづくりをめざします。場を提供するだけでなく、自主的な学習やグループの立ち上げが活性化するような支援や活動も行います。

本町では、養蜂や農作業、園芸等の野外で行う作業に生きがいを持って活動されている方も多く、それらの活動の鳥獣被害の軽減を図ることで生きがいを守るなど側面からの支援も積極的に行います。また、世代間交流を活性化することで高齢者の孤立化を防ぐとともに活躍の機会や役割の創出につなげます。

高齢者の雇用や就業についても、シルバー人材センターの充実を図り、生きがいの創出や地域社会の活性化をめざします。その他、事業者にも働きかけていくことで元気高齢者の就労を支援します。

4) 安心して暮らせるまちづくり

認知症になった方を支援するだけでなく、地域の住民への啓発を強化するなど地域一体として取り組みます。また、認知症の家族等介護者への支援も強化し、家族等介護者の介護負担の軽減を図ります。その他、権利擁護の取組や若年性認知症対策の推進、認知症バリアフリーの推進も行います。

高齢者にやさしいまちづくりの推進として、公共交通機関が乏しい本町では、移動に関するニーズが高く、移動手段の確保に努めます。また、地域での見守りの強化や多様な住まいの安定的な確保にも努め、地域の住民がいつまでも安心して暮らせるまちづくりの取組を強化します。

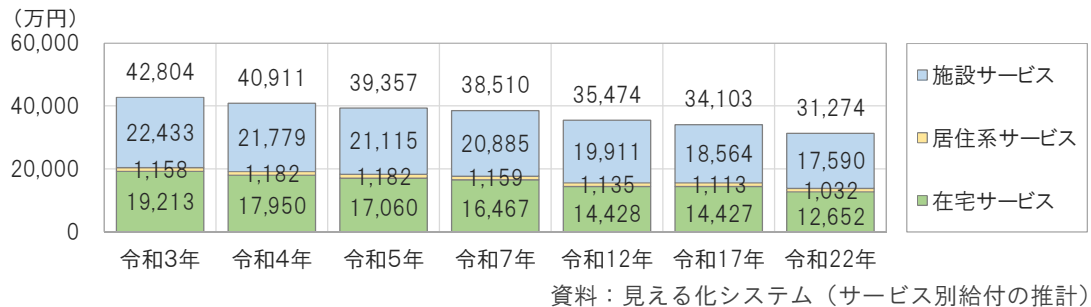
8 第1号被保険者の保険料

1) 総給付費の見込額

単位：円

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|----------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 総給付費 | 428,038,000 | 409,110,000 | 393,567,000 | 1,230,715,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | 23,837,160 | 22,119,315 | 22,187,052 | 68,143,527 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 10,545,131 | 10,434,079 | 10,467,415 | 31,446,625 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 852,531 | 847,118 | 849,825 | 2,549,474 |
| 算定対象審査支払手数料 | 442,232 | 439,432 | 440,832 | 1,322,496 |
| 標準給付費見込額（合計） | 463,715,054 | 442,949,944 | 427,512,124 | 1,334,177,122 |

■ 令和22年度までの総給付費の推計



2) 地域支援事業費の見込額

単位：円

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|-------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 16,630,944 | 16,406,723 | 16,186,862 | 49,224,529 |
| 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 | 10,656,829 | 10,452,219 | 10,251,536 | 31,360,584 |
| 包括的支援事業（社会保障充実分） | 177,143 | 173,743 | 170,407 | 521,293 |
| 地域支援事業費（合計） | 27,464,916 | 27,032,685 | 26,608,805 | 81,106,406 |

9 第1号被保険者の所得段階別保険料

■ 第1号被保険者の所得段階別保険料

| 第8期の所得段階別保険料 | | | | |
|--------------|---|----------------|------------------|--------------------|
| 段階 | 要件 | 料率 | 月額 (円) | 年額 (円) |
| 第1段階 | 生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 0.30 (0.50) | 1,650 (2,750) | 19,800 (33,000) |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 | 0.50 (0.75) | 2,750 (4,125) | 33,000 (49,500) |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方 | 0.70 (0.75) | 3,850 (4,125) | 46,200 (49,500) |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 0.90 | 4,950 | 59,400 |
| 第5段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方 | 1.00 | 5,500 | 66,000 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 1.20 | 6,600 | 79,200 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 1.30 | 7,150 | 85,800 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 1.50 | 8,250 | 99,000 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方 | 1.70 | 9,350 | 112,200 |

※第1～3段階は低所得者への公費による保険料軽減措置が実施されており、表中の（ ）内は軽減措置前の数値

■ 第8期の第1号被保険者保険料基準額（月額）と令和7年度以降の保険料基準額（月額）の推計

単位：円

| | 第8期 | 令和7年度 | 令和12年度 | 令和17年度 | 令和22年度 |
|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 保険料基準額（月額） | 5,500 | 6,139 | 7,123 | 8,049 | 8,822 |



10 計画の推進

1) 地域一体とした連携体制の強化

本町ではこれまでに、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んできました。本計画においては、これまでの取組をさらに推進し地域力を強化します。

そのために、これまでの取組に加え、「地域づくりに向けた支援」として地域社会から孤立を防ぎ、多様な活躍の機会と役割を生み出すために、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援、お互いが支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を強化します。

また、「丸ごと相談（断らない相談支援）」として属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応または関係機関につなげることができる機能や、世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能、継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能を強化します。さらに、「参加支援」として、地域資源を生かしながら社会とのつながりを回復する支援や本人・世帯の状態に合わせた、多様な「参加支援」の提供を行います。

その他、地域一体とした連携体制の強化を図るために多様な主体の参加を促し、関係機関と協働し本町における包括的な支援体制の基盤整備を強化します。

2) 計画の進行管理

計画の進行管理として、地域ケア会議や様々なデータ、取組等を利活用しながら、主要施策において進捗状況の確認と評価分析を行い、必要である場合は見直し・改善を行います。

本計画の進行をより円滑にするため、地域の実態や課題を正確に把握しながら地域の特性を生かした地域包括ケアシステムを深化・推進します。

3) 計画の周知

本計画の推進にあたっては、地域の方々や関係機関・団体等の方々のご理解・ご支援・ご協力が必要です。そのために、本計画を町のホームページや広報誌「こざがわ」等に掲載するほか、パンフレットを地域の自治会回覧や公共施設等へ配布するなど、幅広く周知活動を行います。

古座川町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画
【概要版】

発行年月：令和3年3月

発行：古座川町役場 健康福祉課

〒649-4223 和歌山県東牟婁郡古座川町川口 254 番地 1
古座川町保健福祉センター

TEL：0735-67-7112 FAX：0735-72-0172